令和7年度酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会次第

日 時:令和7年7月22日(火)

14時~15時30分(予定)

場 所:酒田市役所本庁舎3階

第一委員会室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長及び職務代理の選任
- 5 協議
- (1) 令和6年度高齢者虐待の状況について 資料1
- (2) 令和6年度高齢者虐待防止に向けた取り組み実績について 資料2
- (3) 令和6年度障がい者虐待の状況について 資料3
- (4) 令和6年度障がい者虐待防止に向けた取り組み実績について 資料4
- (5) 令和7年度高齢者虐待防止に向けた取り組みについて 資料5
- (6) 令和7年度障がい者虐待防止に向けた取り組みについて 資料6
- 6 虐待対応事例について 資料7
- 7 その他、情報交換
- 8 閉会

参考資料:酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会概要及び設置運営要綱

◆養護者による高齢者虐待

相談・通報等の新規受	32	
虐待と判断した件数	緊急事態	2
信付て刊例した計数	要介入	25
虐待疑い	見守支援	5

※以下虐待と判断したものについて

①当課への相談・通報者

①´第一発見者

ケアマネジャー	3	6.0%	2	7.4%
介護保険事業所職員	2	4.0%	2	7.4%
近隣住民・知人	2	4.0%	2	7.4%
民生委員	2	4.0%	1	3.7%
被虐待者本人	5	10.0%	0	0.0%
家族・親族	8	16.0%	8	29.6%
医療機関	3	6.0%	3	11.1%
※警察	15	30.0%	5	18.5%
その他	0	0.0%	0	0.0%
市町村・包括職員	10	20.0%	4	14.8%
合計	50	100.0%	27	100.0%
※数宛。の選却由ョ		•	•	•

※警察への連報内訳		
被虐待者本人	5	33.3%
虐待者木人	1	6. 7%
家族・親族	8	53.3%
その他	1	6.7%
合 計	15	100.0%

②被虐待者の性別

男	性	3	11.1%
女	性	24	88.9%
合	計	27	100.0%

③被虐待者の年齢

65~69歳	4	14.8%
70~74歳	2	7.4%
75~79歳	10	37.0%
80~84歳	4	14.8%
85~89歳	4	14.8%
90歳以上	3	11.1%
合 計	27	100.0%

④被虐待者の要介護度 (通報時点)

受	(加 100円)	
未申請(自立相当)	16	59.3%
未中請(認定相当)	2	7.4%
要支援 1	0	0.0%
要支援 2	0	0.0%
要介護 1	2	7.4%
要介護 2	2	7.4%
要介護 3	2	7.4%
要介護 4	2	7.4%
要介護 5	1	3. 7%
合 計	27	100.0%

⑤被虐待者の認知症高齢者の日常	常生活自立原	隻 (認定者)
自立または認知症なし	1	11.1%
自立度 I	0	0.0%
自立度Ⅱ	4	44.4%
自立度Ⅲ	4	44.4%
自立度IV	0	0.0%
自立度M	0	0.0%
不明	0	0.0%
合 計	9	100.0%

令和6年4月~令和7年3月

⑥虐待者の性別

<u> </u>		
男 性	18	66.7%
女 性	9	33.3%
合 計	27	100.0%

⑦被虐待者と虐待者の続柄

夫	2	7.4%
妻	1	3. 7%
息子	15	55.6%
娘	5	18.5%
息子の配偶者	2	7.4%
その他	2	7.4%
不 明	0	0.0%
合 計	27	100.0%

⑧虐待の発生要因

O E N V L L X M		
性格や人格・人間関係	15	55.6%
介護負担	2	7.4%
家族・親族との関係	6	22.2%
経済的要因	3	11.1%
その他	1	3. 7%
合 計	27	100.0%

⑨虐待の種別(複数該当あり)

身体的虐待	17	50.0%
介護世話の放棄・放任	3	8.8%
心理的虐待	10	29.4%
性的虐待	0	0.0%
経済的虐待	4	11.8%
合 計	34	100.0%

⑩分離の有無

4	977 ME 47. 日		
Г	分離あり	17	63.0%
Г	分離なし	9	33.3%
	その他	1	3.7%
	合 計	27	100.0%

⑪分離の内訳

(1) /J ME > / F 1 D/		
契約による介護サービス利用	4	23.5%
やむを得ない事由等による措置	1	5.9%
緊急一時保護	3	17.6%
医療機関への一時入院	4	23.5%
その他	5	29.4%
合 計	17	100.0%

⑩分離していない事例の対応(複数該当あり)

	()及双顶	コックノ
養護者に対する助言・指導	4	44.4%
介護保険サービスの新規利用	0	0.0%
介護保険サービスの見直し	2	22. 2%
その他	0	0.0%
見守りのみ	3	33. 3%
合 計	9	100.0%

令和6年度酒田市高齢者虐待の状況

■養護者による高齢者虐待

単位:件

						. ,
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
相談・通報件数	32	37	26	18	21	37
虐待と判断した件数	27	26	14	12	7	18

■保有ケース数(虐待と判断し、見守りを継続している等の件数)R7.3月末現在

現計	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年 度 以前
78	16	21	8	6	1	26

■養介護施設従事者等による高齢者虐待

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
相談・通報件数	4	4	4	1	4	3
虐待と判断した件数	0	0	0	0	0	0

山形県高齢者虐待関係状況 年度ごと

■養護者による高齢者虐待

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
相談・通報件数	集計中	277	282	286	260	380
虐待件数		167	112	127	124	156

■養介護施設従事者等による高齢者虐待

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
虐待件数	集計中	5	1	2	4	3

全国高齢者虐待関係状況 年度ごと

■養護者による高齢者虐待

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
相談・通報件数	集計中	40, 386	38, 291	36, 378	35, 774	34, 057
虐待件数		17, 100	16,669	16, 426	17, 281	16, 928

■養介護施設従事者等による高齢者虐待

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
相談・通報件数	集計中	3, 441	2, 795	2, 390	2, 097	2, 267
虐待件数		975	856	739	595	644

資料 2

令和6年度高齢者虐待防止に向けた取り組み実績

1. 普及啓発活動として

◆民生委員等への周知

地域ケア会議等において虐待や認知症等の高齢者の見守りについて、個別支援や地域課題の情報、方策の共有を図りました。小地域ケア会議は概ね小学校区単位で年2回開催しました。

- ◆市広報等による市民への周知
 - ・「私の街さかた」11月1日号に掲載しました。 (記事内容:高齢者・障がい者への虐待を防ぎましょう〈虐待相談についての周知〉) ※別紙参照
 - ・市ホームページ上に高齢者虐待防止についてのサイトを常時掲示しています。

◆「高齢者虐待防止研修会」の実施

高齢者支援課ケースワーカー、及び地域包括支援センター権利擁護グループ(社会福祉士によるワーキンググループ)により、虐待防止をテーマに事業所、及び一般市民向けに研修会を実施しました。

日時	対象	参加人数	担当
4/16	法人新任職員	11	ひらた
9/10	訪問介護事業所	2	ひらた
10/17	圈域内介護支援専門員	24	にいだ
11/19	訪問介護事業所	15	はくちょう
12/6	法人職員	6	かわみなみ
12/18	短期入所生活介護事業所	6	あけぼの
1/10	法人職員(中間管理職及び新任)	20	ほくぶ
2/13	要介護施設等職員	2	かわみなみ
2/24	訪問介護事業所	21	にいだ
3/6	介護老人保健施設	7	ほくぶ

2 関係機関との連携・協力体制について

- ◆酒田市高齢者虐待防止協議会の開催 年度内1回開催、各専門機関とのネットワークの充実を図りました。(10/30)
- ◆緊急保護時の連携 (R6.4月~R7.3月)
 - ・虐待要因のやむを得ない事由による措置 1件
 - ・緊急保護の受け入れを依頼した実績 3件
 - ・その他緊急一時保護対応 0件

3. 虐待に迅速かつ適切に対応するために

- ◆関係各機関と連携を行い対応したケースワーク、調査について 相談受付件数件のうち
 - ・訪問を実施し事実確認および相談を行ったもの 22件
 - ・関係者より情報を収集し連絡調整を行ったもの 5件

◆職員研修

・地域包括支援センター職員や、高齢者支援課職員が山形県等主催の虐待研修、情報交換会に出席しました。

市政 P i c k 🛜 u p

高齢者・障がい者への虐待を防ぎましょう

問高齢者支援課地域包括支援係 ☎26-5755、地域福祉課障がい福祉係 ☎26-5733

問題を抱えた世帯は地域から孤立してしまう傾向がありますが、市民からの通報で早期の対応につながった。 事例もあります。重大な状況に陥る前の、早期発見・対応が重要です。

●高齢者への虐待

相談窓□/高齢者支援課 ☎26-5755、または右記 地域包括支援センター

◆虐待に気が付いたら速やかに通報してください。 通報者の情報や、相談の経緯は保護されます。また 証拠などがなくても通報できます。

酒田市地域包括支援センター (担当小学校区)	電話番号	酒田市地域包括支援センター (担当小学校区)	電話番号
なかまち(琢成、松陵)	23-5591	ほくぶ(鳥海、西荒瀬)	28-2002
にいだ(浜田、若浜、飛島)	22-6640	ひがし(平田)	94-2470
はくちょう(亀ケ崎、松原)	21-0818	やわた(一條、八幡)	64-3777
あけぼの(富士見、泉)	26-7789	まつやま (松山)	61-4033
かわみなみ (浜中、黒森、十坂、宮野 浦、新堀、広野)	92-3451	ひらた(南平田)	52-3895

◆虐待のケースによって、関係機関が次の対応を行 います。

【家族などの養護者による虐待】事実確認(立ち入 り調査など)、高齢者の安全確保、養護者の支援 【施設職員による虐待】事実確認(訪問調査)、施設 への改善指導など

◆地域包括支援センターでは高齢者の虐待、権利擁 護の相談のほか、介護予防や認知症など、さまざま な相談に専門の職員が対応しています。

●障がい者への虐待

相談窓□/地域福祉課障がい福祉係 ☎26-5733、 **23-2258**

●虐待対応の流れ

【家族などの養護者による虐待】事実確認(立ち入 り調査など)、一時的保護などの措置

【施設職員・使用者による虐待】指導、勧告などの 措置、措置の公表

◆ケースによって対応は異なります。

11月12日~25日は女性に対する暴力をなくす運動期間

問男女共同参画推進センター・ウィズ ☎26-5616

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶 者からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどの暴力 は重大な人権侵害で、女性に対する暴力の根絶は、男女ともに安心して暮らせる社会をつくる上で重要な課題 です。

●一人で悩まず相談してください

24時間電話相談を受け付けています。

相談電話番号/内閣府DV相談+ **20**0120-279-

◆詳しくは市ホームページを 参照してください。



●児童虐待防止啓発展示・女性に対する暴力をなく す運動パネル展

期間/11月11日(月)~26日(火) 場所/市役所1階フリースペース

●ウィズ講座「性と健康」―子どもと性を語るには?―

場所/交流ひろば

◆詳しくは、市ホームページを 参照してください。







令和6年4月~令和7年3月

相談・通報等の新規受付件数	4
虐待と判断した件数	3
虐待疑い	1

※以下虐待と判断したものについて

①相談・通報者の内部 (海粉該当まれ)

①相談・囲報者の内訳	(複数該当	あり)
相談支援専門員	0	0.0%
障がい福祉サービス事業所	1	33.3%
近隣住民・知人	0	0.0%
民生委員	0	0.0%
被虐待者本人	0	0.0%
家族・親族	2	66.7%
医療機関	0	0.0%
※警察	0	0.0%
その他	0	0.0%
市町村・包括職員	0	0.0%
合 計	3	100.0%
※ 数変への通想内記		

※警察への通報内訳

次言宗、02週刊刊机		
被虐待者本人	0	
虐待者本人	0	
家族・親族	0	
合 計	0	

②被虐待者の性別

男 性	1	33.3%
女 性	2	66.7%
合 計	3	100.0%

③被虐待者の年齢

~18歳	0	0.0%
19~29歳	0	0.0%
30~39歳	1	33.3%
40~49歳	1	33.3%
50~59歳	1	33.3%
60~64歳	0	0.0%
6 5 歳以上	0	0.0%
合 計	3	100.0%

④被虐待者の障がい支援区分 (通報時点)

		田林四点
認定無し	1	33.3%
区分1	0	0.0%
区分2	1	33.3%
区分3	1	33.3%
区分4	0	0.0%
区分 5	0	0.0%
区分 6	0	0.0%
合 計	3	100.0%

⑤被虐待者の障害種別(複数該当あり)

身体	2	66. 7%
知的	1	33.3%
精神	0	0.0%
合 計	3	100.0%

⑥虐待者の性別

男 性	2	66.7%
女性	1	33.3%
合 計	3	100.0%

⑦被虐待者と虐待者の続柄

①放信174 C 信174 の版1	ra .	
親	1	33.3%
配偶者	1	33.3%
きょうだい	0	0.0%
その他の親族	0	0.0%
施設職員	1	33.3%
使用者	0	0.0%
その他	0	0.0%
合 計	3	100.0%

⑧虐待の発生要因

性格や人格・人間関係	0	0.0%
介護負担	0	0.0%
家族・親族との関係	2	66.7%
経済的要因	0	0.0%
その他	1	33.3%
合 計	3	100.0%
1. (a) 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		

※⑧はすべて虐待者側の要因

⑨虐待の種別(複数該当あり)

身体的虐待	2	50.0%
介護世話の放棄・放任	0	0.0%
心理的虐待	2	50.0%
性的虐待	0	0.0%
経済的虐待	0	0.0%
合 計	4	100.0%

⑩分離の有無

しの力 削して 用 無		
分離あり	2	66.7%
分離なし	1	33.3%
その他	0	0.0%
合 計	3	100.0%

⑪分離の内訳

(T)) HE 4 > 1 1 1 1		
障がい福祉サービス利用	2	100.0%
介護保険サービス利用	0	0.0%
緊急一時保護	0	0.0%
医療機関への一時入院	0	0.0%
その他	0	0.0%
合 計	2	100.0%

⑩分離していない事例の対応(複数該当あり)

0)3111110 1 31 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1)~)>(1)	
養護者に対する助言・指導	0	0.0%
障がい福祉サービスの新規利用	0	0.0%
障がい福祉サービスの見直し	0	0.0%
関係機関連携	1	50.0%
見守りの強化	1	50.0%
合 計	2	100.0%

酒田市障がい者虐待関係報告状況 年度ごと

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
相談·通報件数	4	4	5	7	3	2	2
虐待件数	3	1	2	3	1	1	2
内養護者による虐待	2	1	2	3	1	1	2
内施設従事者等による虐待	1	0	0	0	0	0	0
内使用者による虐待	0	0	0	0	0	0	0

山形県障がい者虐待関係状況 年度ごと

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
相談•通報件数	集計中	34	38	38	30	20	36
虐待件数		19	15	18	13	14	16
内養護者による虐待		15	14	15	10	9	13
内施設従事者等による虐待		4	1	3	3	5	3
内使用者による虐待		0	0	0	0	0	0

全国障がい者虐待関係状況 年度ごと

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
相談·通報件数		17, 102	13, 984	11, 775	9, 985	9, 110	8, 577
虐待件数		3, 924	3, 509	3, 085	2, 801	2, 737	2, 745
内養護者による虐待		2, 283	2, 123	1,994	1, 768	1, 655	1,612
内施設従事者等による虐待		1, 194	956	699	632	547	592
内使用者による虐待		447	430	392	401	535	541

令和6年度 障がい者虐待防止に向けた取り組み (実績)

1. 普及啓発活動

- ◆市広報等による市民への周知
 - ・令和6年度は「私の街さかた」11月1日号に虐待防止の記事を高齢者支援課と共同で 掲載(別紙参照)した。
- ◆窓口での周知
 - ・手帳交付時に配布する「ほほえみの街」に障がい者虐待防止に関する内容を記載し、 初期段階からの周知を図りました。
- ◆高齢者及び障がい者虐待防止研修会等の実施
 - ・備えあれば憂いなし なっとく!成年後見制度

2/6 14:00~ 場所 酒田市総合文化センターホール (1階)

講師:公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート山形支部

司法書士 中瀬 博輝 氏

参加人数:190名 ※講演会広報、チラシは別紙のとおりです。

・ 基幹相談支援センターの研修 (障がい者虐待について)

3/8 場所:中町庁舎 講師:地域福祉課職員

対象:相談支援事業所の相談支援専門員

2. 関係機関との連携・協力体制づくり

- ◆酒田市障がい者虐待防止協議会の開催
 - ・高齢者支援課と共同で障がい者虐待防止協議会を開催(10/31)し、各専門機関とのネットワークの充実を図りました。
- ◆相談支援事業所を中心とするネットワーク支援
 - ・障がい福祉サービスを利用する大多数の障がい者については、相談支援事業所によるサービス等利用計画を基に関係者が一体的な支援を行うことにより、虐待の防止・早期発見、円滑な対応が行えるように努めました。
 - ・セルフプランでサービスを利用している障がい者については、サービス提供事業所との 連携を密にすることにより虐待の防止・早期発見、円滑な対応が行えるように努めまし た。

3. 虐待に迅速かつ適切に対応するために

- ◆関係各機関と連携し、虐待への対応(ケースワーク)を実施。
 - ・通報4件 うち関係機関と連絡調整を行ったもの4件
 - うち実地調査を行ったもの3件
 - うち虐待認定を行ったもの3件

備えあれば憂いなし なっとく! 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が 十分でない方が地域で安心して暮らせるよう、権利や財産を守る身近な仕組みです。 どのような制度なのか、どのような時に利用すべきなのか、制度を有効に活用できるよ う、事例を交えながら分かりやすくお話しをします。この機会に、皆様お誘いあわせのう え是非ご参加下さい。

師

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート山形支部

なかせ ひろき

博輝 氏 中瀬 司法書士

プロフィール

1976年酒田市(旧平田町)生まれ、都内の大学卒業。就職後に仕 事で関わった司法書士に憧れ、自分も同じようになりたいと一念発起 し、司法書士試験に挑む。試験合格後、秋田県内の司法書士事務所に て実地経験を積み、2018年より酒田市で開業。主な業務は相続、 成年後見。趣味は温泉巡り、読書(歴史物)。



令和7年2月**6**日(木)

午後2時~3時30分(開場:午後1時30分)

酒田市総合文化センター 「ホール」(1階)

対

成年後見制度に関心がある方は どなたでも参加できます!!

申込み

電話・・・ 0234-26-5733

FAX · · · · 0234-23-2258

メール・・・ shfukushi@city.sakata.lg.jp

日受付

WEB申し込みフォーム





主催・お問い合わせ先

酒田市地域福祉課障がい福祉係 高齢者支援課地域包括支援係 電話 0234-26-5755

電話 0234-26-5733

令和7年度高齢者虐待防止に向けた取り組み(予定)

≪基本姿勢≫

これまでの取り組みを踏襲しながら、虐待防止など高齢者の権利擁護を支援する取り組みの更なる推進を図ります。「普及啓発活動」「関係機関の連携と協力体制づくり」「早期の適切な対応」を 重点活動目標とし取り組みます。

1. 普及啓発活動として

- ◆市広報等による市民への周知<11/1 号掲載予定> 「私の街さかた」を活用し、高齢者虐待防止に関して一般市民への周知を図ります。
- ◆「高齢者虐待防止研修会」の実施

地域包括支援センターや権利擁護グループ(社会福祉士ワーキンググループ)を中心に虐 特防止研修会を地域(老人クラブ、自治会、サロン等)や事業所において実施します。適 宜、寸劇やグループワークを取り入れ、効果的な啓発活動を展開します。

◆「高齢者及び障がい者虐待防止講演会」の実施 一般市民に高齢者及び障がい者の虐待防止や権利擁護についての理解が得られるように、 講演会を開催します。幅広い分野から広く周知が図られるよう工夫しながら実施します。

2. 関係機関との連携・協力体制づくりとして

- ◆酒田市高齢者虐待防止協議会の開催 各専門機関とのネットワークの充実を図ります。
- ◆緊急保護体制の構築

緊急保護事案発生時には速やかに関係機関と連携し安全の確保を図ります。認知症や精神疾患が疑われるケースについては医療連携の必要性が高まっているため、引き続き医療機関とも信頼関係の構築に努めます。

◆情報共有および早期発見に努め虐待の予防に図る

地域包括支援センター、警察、民生委員等との連携を行います。民生委員等へは引き続き地域ケア会議等を通じて虐待の早期発見、早期対応への協力を依頼していきます。

また、社会福祉協議会、自治会をはじめとする地域組織、一般企業(配食事業所や近隣の商店、金融機関等)等との連携を充実させ、見守りのネットワークづくりをさらに推進していきます。

3. 早期の適切な対応として

- ◆関係職員の対応スキルアップ
 - 地域包括支援センターや高齢者支援課の職員が県等主催の研修会等に積極的に参加し、対応のスキルアップを図り、ケースワークを行います。
- ◆地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との連携 適切な初動体制等の確立に向けて、情報収集の機能強化を図ります。

令和7年度 障がい者虐待防止に向けた取り組み(予定)

1 普及啓発活動

- ◆市広報等を通じた周知
 - ・市広報「私の街さかた」や市ホームページへの掲載、窓口等でのポスター掲示等を活用し、障がい者虐待防止に関して一般市民へ広く周知を図ります。
- ◆障がい福祉サービス事業所等への周知
 - ・障がい者虐待についてのパンフレット等を事業所へ送付し、虐待防止の相談窓口、通 報義務等の周知を図ります。
 - ・相談支援専門員が集まる自立支援協議会(相談支援部会)において、通報義務等の周 知徹底を図ります。
- ◆障がい者虐待防止研修会等の実施
 - ・ 各種研修会や出前講座等の中で、障がい者虐待に関する内容を取り入れ、理解をさらに深めるようにします。

2 関係機関との連携・協力体制づくり

- ◆酒田市障がい者虐待防止協議会の開催
 - ・各専門機関とのネットワークの充実を図ります。
- ◆相談支援事業所を中心とするネットワーク支援
 - ・計画策定・モニタリングにおいて、相談支援事業所、サービス提供事業所と地域福祉 課間で積極的に情報共有を図り、虐待の防止・早期発見に努めます。
 - ・セルフプラン利用者については、サービス提供事業所との連携を密にし、虐待の防 止・早期発見に努めます。
- ◆その他関係機関との連携
 - ・虐待の早期発見のため、相談支援事業所・サービス提供事業所・警察・民生委員等と の連携・協力を図っていきます。

3. 虐待に迅速かつ適切に対応するために

- ◆関係機関と連携しながら、虐待事例への対応(ケースワーク)を行います。
- ◆障がいケースワーカーの対応スキルアップを目的とした、県等主催の研修に積極的に参加します。また事業所へも研修への参加を促します。
- ◆自立支援協議会(相談支援部会)等において、事例検討を通して情報共有、対応能力の 向上等を図り、連携強化に努めていきます。

酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会概要

(1) 設置の背景

平成18年4月1日、「高齢者虐待防止法」が施行。高齢者虐待に関する防止、早期発見、当事者への適切な支援のため、関係機関等との連携協力体制の整備が求められ、平成19年8月15日、「酒田市高齢者虐待防止協議会設置運営要綱」施行。同8月30日、第1回酒田市高齢者虐待防止協議会開催。平成24年10月1日「障害者虐待防止法」が施行。高齢者同様、障がい者に対しても同様の体制が求められたが、関係機関が類似していることから、平成24年度の第2回酒田市高齢者虐待防止協議会に諮り、本協議会に障がい者に対する機能を持ち合わせることを確認。平成25年4月1日、従前の要綱を改正、「酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会設置運営要綱」とし、同年9月2日、第1回目の協議会を開催しております。

(2) 設置目的

「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」の規定に基づき、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた高齢者、障がい者及び養護者等に対する適切な支援を行うため、次の事務を所掌するものです。

- ◆虐待に関する情報交換、状況把握及び支援に関すること。
- ◆虐待防止に向けた広報その他の啓発活動に関すること。
- ◆虐待に関係する諸機関等の連携及び相互協力に関すること。
- ◆その他虐待防止について必要と認められる事項に関すること。

(3) 開催会議

◆協議会

関係機関の代表者で構成し、年1回開催。虐待に関する情報交換を通じて各関係機関が連携して支援するためのネットワークを構築するとともに、必要に応じ、事例検討について意見交換を行う。

◆個別事例検討会議

関係機関等の実務担当者で構成し、随時開催。個別事例をアセスメント(評価)し 援助方針や支援内容等を決定、具体的な支援を行う。 ○酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会設置運営要綱

(平成19年8月13日告示第260号)

改正 平成 24 年 5 月 30 日告示第 354 号平成 25 年 4 月 1 日告示第 202 号令和 5 年 7 月 1 日告示第 443 号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者及び障がい者虐待防止協議会(以下「協議会」という。)に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 本市に、高齢者及び障がい者に対する虐待(以下「虐待」という。)の防止と虐待を 受けた高齢者及び障がい者の適切な保護を図るとともに、虐待防止に関係する諸機関等の密 接な連携と相互協力により、虐待の防止に資することを目的とする協議会を設置する。 (所掌事項)
- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 虐待に関する情報交換、状況把握及び支援に関すること。
- (2) 虐待防止に向けた広報その他の啓発活動に関すること。
- (3) 虐待に関係する諸機関等の連携及び相互協力に関すること。
- (4) その他虐待防止について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。
- (1) 別表に掲げる機関(以下「関係機関」という。)から選任する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 健康福祉部長
- (4) その他市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代 理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(個別事例検討会議)

- 第7条 協議会に、関係機関の実務者で構成する個別事例検討会議を置く。
- 2 個別事例検討会議は、支援が必要とされる高齢者への具体的な支援内容等を検討するため、必要に応じて随時開催する。
- 3 個別事例検討会議は、健康福祉部が招集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び委員であった者並びに個別事例検討会議の構成員及び構成員であった者は、協議会の職務に関して正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この告示は、平成19年8月15日から施行する。

- 附 則(平成24年5月30日告示第354号) この告示は、平成24年7月1日から施行する。
- 附 則(平成25年4月1日告示第202号) この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年7月1日告示第443号) この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

酒田市高齢者虐待防止協議会関係機関

区分	構成機関
地域福祉関係機関	酒田市民生委員・児童委員協議会連合会
	社会福祉法人酒田市社会福祉協議会
	一般社団法人酒田地区医師会十全堂
保健医療機関	山形県庄内保健所
警察	山形県酒田警察署
	山形地方法務局酒田支局
人権擁護関係機関	山形県弁護士会
	酒田人権擁護委員協議会
	酒田市地域包括支援センター
介護関係機関	酒田市ケアマネジャー連絡協議会
	酒田市介護サービス事業者連絡協議会
	酒田飽海地区特別養護老人ホーム連絡協議会
障がい福祉関係機関	酒田市障がい者地域自立支援協議会